平成２８年（フ）第８０号
徳島県吉野川市鴨島町山路741番地１、旧住所徳島県板野郡北島町江尻字柳池１番地４　コーポ山王宮　101号
債務者　豊田　典子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
徳島県徳島市八万町新貝41番地の１　102、旧住所徳島県徳島市西新浜町１丁目５番38―910号
債務者　岩村　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
徳島県徳島市八万町新貝41番地の１　102、旧住所徳島県徳島市西新浜町１丁目５番38―910号
債務者　岩村智英実
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実35番地４　ティラーノ藍住　Ｅ号、旧住所徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須51番地42
債務者　濵田　雅則
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
徳島県徳島市住吉４丁目11番10号　白寿園、旧住所徳島県徳島市中徳島町２丁目32番地　ル・プルミエ307号
債務者　睦　　勝子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
熊本市南区良町３丁目９番25―204号　ライフヴィレッジ田迎Ⅲ
債務者　加藤　善信（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目405番地　スカイコーポ21　205号
債務者　大谷　雄太
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　市住２―311号
債務者　木村聖起こと　李　　聖起
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
和歌山県岩出市高塚296番地（Ⅱ―101号）
債務者　坂本　　健
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
和歌山市井辺430番地　ピュアカントリー井辺101
債務者　松本住設ことＢａｒＡｉｌｅこと　松本　　勉
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７２号
和歌山市井辺430番地　ピュアカントリー井辺101
債務者　松本　美穂（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７７号
和歌山県橋本市高野口町伏原772番地の１　伏原団地302号
債務者　赤井　仁美（旧姓安井）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８１号
和歌山県橋本市隅田町中島266番地の２　ＰＩＡサラ102号
債務者　中山麻里こと向井麻里こと　中山　麻理（旧姓向井）
法定代理人成年後見人　弁護士　芝野　友樹
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
島根県邑智郡美郷町都賀行46番地４　都賀行ピロティ団地　３号
債務者　秋葉麻由子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第４００号
神戸市須磨区飛松町３丁目５番２―202号
債務者　穀田　勝則
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５９号
神戸市灘区薬師通２丁目２番11号201
債務者　川部　　彰
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部